

平成 29 年度立川市特別会計下水道事業補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 11 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定による。



# 平成 29 年度立川市特別会計 下水道事業補正予算(第 3 号)

平成 29 年度立川市の特別会計下水道事業の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 71,155 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,386,199 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 3 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 分担金及び負担金		16,852	△1,296	15,556
	1. 下水道整備負担金	16,852	△1,296	15,556
5. 繰 入 金		1,965,746	33,841	1,999,587
	1. 繰 入 金	1,965,746	33,841	1,999,587
8. 市 債		834,600	△103,700	730,900
	1. 市 債	834,600	△103,700	730,900
歳 入 合 計		5,457,354	△71,155	5,386,199

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		700,269	△3,500	696,769
	1. 総 務 管 理 費	700,269	△3,500	696,769
2. 事 業 費		2,626,186	△67,655	2,558,531
	1. 管 渠 整 備 費	1,124,969	△77,655	1,047,314
	2. 処 理 場 費	897,175	10,000	907,175
歳 出 合 計		5,457,354	△71,155	5,386,199

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2. 事業費	1. 管渠整備費	土壌対策	27,300

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水終末処理場汚泥消化槽等撤去工事	平成30年度 平成31年度	204,580

(変更)

事 項	補 正 前	
	期 間	限 度 額
錦幹線及び下水送水施設等築造委託	平成30年度 平成34年度	8,837,000

(単位：千円)

補	正	後
期	間	限 度 額
平成30年度 平成35年度		8,837,000

第 4 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	834,600	<p>証書借入又は証券発行</p> <p>事業進捗、市財政その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度へ繰越し借り入れることができる。</p>	<p>5.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率を適用する。</p>	<p>借り入れの時からすえ置きを含み、40年以内に償還する。</p> <p>ただし、市財政その他の都合によりすえ置き期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。</p>



(単位：千円)

補 正 後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
730,900	証書借入又は証券発行  事業進捗，市財政その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度へ繰越し借り入れることができる。	5.0%以内 ただし，利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率を適用する。	借り入れの時からすえ置きを含み，40年以内に償還する。 ただし，市財政その他の都合によりすえ置き期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。



平成 29 年度立川市特別会計

下水道事業補正予算事項別明細書(第 3 号)

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	16,852	△1,296	15,556
2. 使用料及び手数料	2,611,235		2,611,235
3. 国庫支出金	10,000		10,000
4. 都支出金	1,875		1,875
5. 繰入金	1,965,746	33,841	1,999,587
6. 繰越金	10,000		10,000
7. 諸収入	7,046		7,046
8. 市債	834,600	△103,700	730,900
歳入合計	5,457,354	△71,155	5,386,199

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国都支出金	地方債	その他	
1. 総務費	700,269	△3,500	696,769				△3,500
2. 事業費	2,626,186	△67,655	2,558,531		△103,700	△1,296	37,341
3. 公債費	2,129,899		2,129,899				
4. 予備費	1,000		1,000				
歳出合計	5,457,354	△71,155	5,386,199		△103,700	△1,296	33,841



3. 歳出

款(1)総務費

項(1)総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	節	
					区 分	金 額
1 総 務 費	700,269	△3,500	696,769	一般財源 △3,500		
1 総務管理費	700,269	△3,500	696,769	一般財源 △3,500		
1 一般管理費	700,269	△3,500	696,769	一般財源 △3,500	1 報 酬 100 2 給 料 △5,000 3 職員手当等 △600 4 共 済 費 2,000	
2 事 業 費	2,626,186	△67,655	2,558,531	特定財源 △104,996 一般財源 37,341		
1 管渠整備費	1,124,969	△77,655	1,047,314	特定財源 △104,996 一般財源 27,341		
3 流域処理区 管 渠 費	622,867	△77,655	545,212	分担金及び 負担金 △1,296 市債 △103,700 一般財源 27,341	15 工事請負費 △77,655	
2 処 理 場 費	897,175	10,000	907,175	一般財源 10,000		
1 維持管理費	897,175	10,000	907,175	一般財源 10,000	11 需 用 費 10,000	
歳 出 合 計	5,457,354	△71,155	5,386,199			

説 明	
<b>1 人事管理 【人事課】</b>	<b>△3,500</b>
( 特定財源 0 一般財源 △3,500)	
1 非常勤嘱託報酬	100
2 一般職給	△5,000
3 地域手当	△600
4 共済組合負担金	2,000
<b>5 流域編入事業 【下水道工務課】</b>	<b>△77,655</b>
( 特定財源 △104,996 一般財源 27,341)	
15 土壌対策工事	27,300
下水終末処理場汚泥消化槽等撤去工事	△104,955
<b>1 処理場管理運営 【下水処理場】</b>	<b>10,000</b>
( 特定財源 0 一般財源 10,000)	
11 修繕料・施設	10,000

特別会計下水道事業

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費 (千円)				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	一般職員	嘱託職員	報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	29 (6)	7	19,900	133,907	98,580	252,387	49,531	301,918	
補正前	30 (9)	7	19,800	138,907	99,180	257,887	47,531	305,418	
比 較	△ 1 (△ 3)	0	100	△ 5,000	△ 600	△ 5,500	2,000	△ 3,500	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	不 快 危 険 手 当 (千円)	災 害 時 緊 急 出 動 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補正後		5,262	17,012	9,530	2,604	240	66	33,714
補正前		5,262	17,612	9,530	2,604	240	66	33,714	24,200
比 較		0	△ 600	0	0	0	0	0	0

職員手当 の内訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補正後		4,908	1,008
補正前		4,908	1,008	36
比 較		0	0	0

※ ( ) 内は、再任用職員数で外書き

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 5,000	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 5,000		
職 員 手 当	△ 600	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 600		

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	税 務 職	薬 剤 ・ 医 療 職	看 護 ・ 保 健 職	技 能 労 務 職
29年12月1日 現 在	平均給料月額 (円)	342,811	————	————	————	315,000
	平均給与月額 (円)	427,083	————	————	————	353,200
	平均年齢 (歳)	44.7	————	————	————	44.0
29年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	341,466	————	————	————	————
	平均給与月額 (円)	417,932	————	————	————	————
	平均年齢 (歳)	45.0	————	————	————	————

## イ 初 任 給

区 分		一般行政職	税 務 職	薬 剤 ・ 医 療 職	看 護 ・ 保 健 職	技 能 労 務 職
高 校 卒 程 度	立 川 市	144,600	————	————	————	142,000
大 学 卒 程 度	立 川 市	182,700	————	————	————	————
高 校 卒 程 度	国	146,100	————	————	————	143,500
大 学 卒 程 度	国	182,700	————	————	————	————



ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			税 務 職			薬 剤 ・ 医 療 職			看 護 ・ 保 健 職			技 能 労 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
29年 12月1日現在	5級			5級			5級			5級					
	4級	3	10.7	4級			4級			4級					
	3級	8	28.6	3級			3級			3級					
	2級	12 (6)	42.8 (100.0)	2級			2級			2級			2級	1	100.0
	1級	5	17.9	1級			1級			1級			1級		
	計	28 (6)	100.0 (100.0)	計			計			計			計	1	100.0
29年 1月1日現在	5級			5級			5級			5級					
	4級	3	10.4	4級			4級			4級					
	3級	8	27.6	3級			3級			3級					
	2級	13 (9)	44.8 (100.0)	2級			2級			2級			2級		
	1級	5	17.2	1級			1級			1級			1級		
	計	29 (9)	100.0 (100.0)	計			計			計			計		

※ ( ) 内は、再任用職員数で外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
技能労務職以外の 職種	参 事 (部長・部長相当職)	参 事 (課長・課長相当職)	主 事 (係長・係長相当職)	主 事 (主任 職)	主 事 (その他の職)

区 分	2 級	1 級
技能労務職	主 事 (主任 職)	主 事 (その他の職)

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			一 般 行政職	税務職	薬剤・ 医療職	看護・ 保健職	技 能 労務職	
補 正 後	職 員 数 (A)(人)							
	昇給に係る職員数(B)(人)							
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)						
		5号給 (人)						
		6号給 (人)						
		7号給 (人)						
		8号給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)								
補 正 前	職 員 数 (A)(人)	30	30					
	昇給に係る職員数(B)(人)	27	27					
	号給数別内訳	1号給 (人)	3	3				
		2号給 (人)	1	1				
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	23	23				
		5号給 (人)						
		6号給 (人)						
		7号給 (人)						
		8号給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)	90.0	90.0						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等 による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後					【算定基礎】給料・扶養 手当・地域手当・役職加 算
補 正 前	2.125 (1.075)	2.275 (1.225)	4.40 (2.30)	有	
国 の 制 度	2.075 (1.050)	2.225 (1.200)	4.30 (2.25)	有	【算定基礎】給料・扶養 手当・地域手当・役職加 算・管理職加算

※ ( ) 内は、再任用職員分

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の 加算措置等	備 考
支 給 率 等	23.5	31.5	45.0	45.0	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%)加算	
国 の 制 度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%)加算	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	支 給 率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に 基づく支給率(%)
市 内 全 域	12	29 (6)	12

※ ( ) 内は、再任用職員数で外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.2	0.2				0.2
支給対象職員の比率(%) (29年12月1日現在)	88.2	87.9				100.0
代表的な特殊勤務手当 の名称	支給額順 1. 不快危険手当 2. 災害時緊急出動手当					
	対象職員順 1. 不快危険手当 2. 災害時緊急出動手当					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 な る	国に比べ、子で1,400円、欠配第一子で2,400円、その他で1,500円高い。16才~22才の子への加算額が1,000円低い。課長職については、配偶者で2,000円、その他で500円低い。部長職は不支給。
住 居 手 当	異 な る	国は家賃支払者に上限27,000円を支給。 市は借家・借間に居住する生計中心者(管理職を除く)に限り12,000円を支給。
通 勤 手 当	異 な る	国の支給限度額 55,000円 市は実費全額支給。



債務負担行為で翌年度以降にわたるもの  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額	
		期 間	金 額
錦幹線及び下水送水施設等築造委託	8,837,000		
下水終末処理場汚泥消化槽等撤去工事	204,580		

についての前年度末までの支出額又は  
 予定額等に関する調書

(単位：千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国都支出金	地 方 債	そ の 他	
平成30年度 平成35年度	8,837,000	3,937,500	4,712,000	58,258	129,242
平成30年度 平成31年度	204,580		202,000	2,432	148

## 地 方 債 の 当 該 年 度 末

区 分	現 在 高			
	前 年 度 末 現 在 高	平 成 28 年 度 債		計
		借 入 額	繰 越 分	
下 水 道 債	14,410,679	576,600	170,900	15,158,179
合 計	14,410,679	576,600	170,900	15,158,179

繰越分については、事業終了後、平成29年度内に借入予定。

# 現在高見込額補正調書

(単位：千円)

当該年度中増減見込				当該年度末 現在高見込額
補正前の額	補正額	補正後の額	当該年度中元金 償還見込額	
834,600	△ 103,700	730,900	1,734,080	14,154,999
834,600	△ 103,700	730,900	1,734,080	14,154,999

特別会計下水道事業